

受動喫煙防止対策の推進について(平成23年度)

【府の方針】

1. 府民がその施設を利用することが不可避なもの、公的な施設の全面禁煙を推進する
官公庁、学校、医療機関、公共交通機関
 - ・官公庁、学校、医療機関においては、敷地内全面禁煙をめざす
 - ・公共交通機関では、駅・車両の全面禁煙をめざす
2. 家族連れや子どもの利用が多い飲食店の全面禁煙を推進する
 - ・全面禁煙が困難な場合は、食事時間帯（昼食や夕食時間など）の禁煙から行い、早期に全面禁煙をめざす

○用語の定義

- ・全面禁煙：室内又はこれに準ずる環境が常に禁煙の状態
- ・敷地内全面禁煙：全面禁煙に加え、施設敷地内の屋外も常に禁煙の状態

【国の示す方向性】

1. 健康増進法 第25条（平成14年8月2日法律第103号）

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2. 厚生労働省健康局長通知（平成22年2月25日健発0225第2号）

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

- (1) 多数の者が利用する公共的な空間（室内又はこれに準ずる環境）については、原則として全面禁煙であるべき
- (2) 屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要
- (3) 全面禁煙が極めて困難である場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めること

【条約】

たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約 第8条（2005年2月27日発効）

締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることと認識し、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場におけるたばこの煙に晒されることからの保護を定める効果的な対策が求められ、条約第8条を履行するためにガイドラインが示されている。

「たばこの煙に晒されることからの保護に関するガイドライン」（2007年7月4日締約国会議採択）

- ・すべての屋内の職場、屋内の公衆の集まる場所、公共交通機関、その他（屋外あるいはそれに準ずる）適切と考えられる公衆の集まる場所は禁煙とすべきである
- ・100%禁煙以外の措置（換気、空気清浄装置、喫煙区域の使用）は不完全である
- ・人々を受動喫煙から守るには法律（シンプル・明確・施行可能なもの）が必要である